

居宅介護支援事業 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	南大和クリニック居宅介護支援事業所
所在地	大和市下和田940-1
事業者指定番号	1413001054号
管理者・連絡先	阿野 浩子 TEL 046-268-6013
サービス提供地域	大和市 上和田・渋谷・下草柳・下和田・草柳・代官・中央1~7丁目 深見台1~2丁目・福田・柳橋・大和南 藤沢市 下土棚・湘南台・高倉・長後 横浜市泉区 和泉町・和泉中央北・上飯田町・下飯田町 横浜市瀬谷区 下瀬谷・南瀬谷・南台 綾瀬市 大上・落合北7丁目
運営法人の名称	医療法人 新都市医療研究会「君津」会
代表者名	池田重雄
併設サービス事業所等	南大和クリニック(通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション) 居宅療養管理指導)南大和病院・南大和老人保健施設 南大和訪問看護ステーション

2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。 また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	3名(常勤専従) 1名(常勤兼務)
事務職員	事務職員は、管理者や介護支援専門員の指示の下、必要な事務を行います。	

3 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
月曜日から土曜日まで ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除きます。	午前8時30分から午後5時まで

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援の実施に際しての利用料は法定代理受領サービスの場合、利用者の負担はありません。
(介護保険料滞納等により給付を受領できない場合、この限りではありません。)
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施区域を越える地域に訪問・出張をする必要がある場合は、その旅費(実費)の負担をお願いすることがあります。

5 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次の通りです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてからすみやかに面接又は訪問し、状況調査を行います。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
居宅サービス作成にあたっては利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所の紹介をもとめることができます。また、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。
- (4) 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設けます。

6 秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

7 緊急時・事故発生時の対応

- (1) サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、ご家族・市町村へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師及び医療機関等との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。

入院時・受診時には、利用者またはご家族から当事業所名および担当介護支援専門員名を伝えていただけますようお願いいたします。

9 業務継続計画の策定

事業者は感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

- (1) 介護支援専門員に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のための次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催します。その結果を介護支援専門員に周知します。
- (2) 事業所における感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

11 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のするための検討するための委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催します。その結果を介護支援専門員に周知します。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止のための措置を講じるために担当者を配置します。

12 身体拘束

事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行ないません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

13 ハラスメント対策

- (1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者またはご家族、身元引受人、その他関係者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

14 相談窓口

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	046-268-6013
FAX番号	046-268-5930
担当者	阿野 浩子
その他	相談・苦情については、担当者、管理者及び介護支援専門員が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び介護支援専門員に引き継ぎます。

大和市介護保険 相談窓口	担当部署	大和市介護保険課
	電話番号	046-260-5170
	FAX番号	046-260-5158
	対応時間	8:30~17:00

その他、お住まいの市役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。